

令和 4 年

上尾市議会 3 月定例会議案

概 要

情報提供用


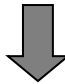
個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 1 号	上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 1 2 号	上尾市不登校対策推進委員会条例の制定について……………	2
議案第 1 3 号	上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 1 4 号	上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 1 5 号	上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 1 6 号	上尾市地球温暖化対策基金条例の制定について……………	6
議案第 1 7 号	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 1 8 号	上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第 1 9 号	上尾市こども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 2 0 号	上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議案第 2 1 号	上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議案第 2 2 号	上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議案第 2 3 号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	1 3
議案第 2 4 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 4
議案第 2 5 号	市道路線の認定について……………	1 5

議案第 1 1 号

上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の
制定について (総務部総務課)

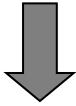
1 提案理由	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、同法において規定していた独立行政法人等の定義が個人情報の保護に関する法律に定義されたことに伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>「独立行政法人等」の用語を定義していた「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、「個人情報の保護に関する法律」に定義されたことに伴い、引用していた法律及び条項を次のとおり改正する。</p> <p>上尾市情報公開条例第 7 条第 4 号の改正部分</p> <p>【改正前】 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項</p> <p>上尾市個人情報保護条例第 2 条第 1 0 号の改正部分</p> <p>【改正前】 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項</p>
3 施行期日	令和 4 年 4 月 1 日

<p>議案第 1 2 号</p> <p>上尾市不登校対策推進委員会条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(学校教育部教育センター)</p>	
1 提案理由	<p>不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するため、教育委員会の附属機関として上尾市不登校対策推進委員会を設置するもの</p>
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査検討する。</p> <p>(1) 上尾市不登校対策基本方針の策定及び進捗管理に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の不登校の状況及び課題に関すること。</p> <p>(3) 不登校児童生徒に対する相談、指導及び支援体制の整備に関すること。</p> <p>(4) 学校と家庭、関係機関等との連携に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、不登校児童生徒に対する対策に関し教育委員会が必要と認めること。</p> <p>2 組織</p> <p>委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、2 年とする。</p> <p>4 委員の報酬</p> <p>(1) 委員長 日額 1 1 , 0 0 0 円</p> <p>(2) 委員 日額 1 0 , 0 0 0 円</p>
3 施行期日	令和 4 年 4 月 1 日

議案第13号

上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

(子ども未来部子ども支援課)

1 提案理由	上尾市子どもの貧困対策計画の策定に伴い、本市における子どもの貧困対策を計画的に推進していくため、上尾市子ども・子育て会議を組織する委員の定数及び構成を改めるもの
2 内容	<p>上尾市子どもの貧困対策計画の策定に伴い、本市における子どもの貧困対策を計画的に推進していくため、上尾市子ども・子育て会議を組織する委員の定数及び構成を改める。</p> <p>条例第3条第1項並びに第2項第5号及び第6号の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、委員 <u>18人</u> 以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>子ども・子育て支援</u> に関し学識経験のある者</p> <p>(6) <u>子ども・子育て支援</u> に関係する団体を代表する者</p> <p>(7) 略</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>子ども・子育て支援又は子どもの貧困対策</u> に関し学識経験のある者</p> <p>(6) <u>子ども・子育て支援又は子どもの貧困対策</u> に関係する団体を代表する者</p> <p>(7) 略</p>
3 施行期日	令和4年4月1日

議案第14号

上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
の制定について (総務部職員課)

1 提案理由	市職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るため、不妊治療休暇を特別休暇として新設する等の措置を講じるほか、所要の改正を行うもの										
2 内容	<p>1 不妊治療休暇（出生サポート休暇）の新設</p> <p>職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において5日の範囲内の期間で休暇を付与する。</p> <p>なお、当該職員が体外受精等の治療で頻繁な通院を要する場合にあっては、さらに5日加算する。</p> <p>2 出産の補助に関する休暇の整理</p> <p>次のとおり現行の出産補助休暇に代えて配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を新設する。</p> <p>【改正前】</p> <table border="1" data-bbox="528 1173 1177 1330"> <thead> <tr> <th>特別休暇の名称</th> <th>付与日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産補助休暇</td> <td>7日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <table border="1" data-bbox="528 1451 1177 1682"> <thead> <tr> <th>特別休暇の名称</th> <th>付与日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者出産休暇</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>育児参加のための休暇</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 以上の新設休暇を含む家族関係を事由とする特別休暇等の制度については、同性のパートナーと社会生活を営むLGBTの職員も利用可能とする。</p>	特別休暇の名称	付与日数	出産補助休暇	7日	特別休暇の名称	付与日数	配偶者出産休暇	2日	育児参加のための休暇	5日
特別休暇の名称	付与日数										
出産補助休暇	7日										
特別休暇の名称	付与日数										
配偶者出産休暇	2日										
育児参加のための休暇	5日										
3 施行期日	令和4年4月1日										

議案第15号

上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務部職員課)

1 提案理由	市職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るため、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>1 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止する。</p> <p>2 妊娠又は出産等についての申出及び育児休業の請求に係る措置等の義務付け 任命権者に対し、職員からの当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これらに準ずる事実の申出及び育児休業の請求が円滑に行われるよう勤務環境の整備に関し必要な措置等を義務付ける。</p>
3 施行期日	令和4年4月1日

<p>議案第16号</p> <p>上尾市地球温暖化対策基金条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(環境経済部環境政策課)</p>	
1 提案理由	地球温暖化対策に関する事業に要する経費の財源に充てるため、上尾市地球温暖化対策基金を設置するもの
2 内容	<p>1 設置の目的</p> <p>地球温暖化対策に関する事業に要する経費の財源に充てるため。</p> <p>※ 地球温暖化対策とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。</p> <p>地球温暖化対策に関する事業として、公共施設の整備又は修繕、新たな技術又はニーズに対応した取組その他の環境負荷の軽減に資する事業に基金を活用する。</p> <p>2 基金の積立て</p> <p>次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 地球温暖化対策に関する事業のための寄附金の額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内の額</p> <p>3 基金の処分</p> <p>地球温暖化対策に関する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p>
3 施行期日	公布の日

議案第17号

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

(教育総務部スポーツ振興課)

1 提案理由	<p>指定管理者の指定の期間が令和5年4月1日から新たに開始することに伴い、上尾市民体育館の維持管理に要する費用を算出し、受益者負担割合を勘案した上で、施設の利用に係る利用料金の額を改めるもの</p>																																																																																																																																																																									
2 内容	<p>利用料金の額の適正化を図るため、市民体育館の施設の利用に係る利用料金の額を次のとおり改める。</p> <p>1 団体利用 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="395 712 1425 1346"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">利用区分／利用単位</th> <th colspan="5">利用料金の額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後1</th> <th>午後2</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アリーナ</td> <td rowspan="2">アマチュア及びレク</td> <td>一般・学生</td> <td>6,400</td> <td>6,400</td> <td>6,400</td> <td>6,400</td> <td>25,600</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒</td> <td>3,200</td> <td>3,200</td> <td>3,200</td> <td>3,200</td> <td>12,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>平日</td> <td>9,200</td> <td>9,200</td> <td>9,200</td> <td>9,200</td> <td>36,800</td> </tr> <tr> <td>土日祝</td> <td>13,800</td> <td>13,800</td> <td>13,800</td> <td>13,800</td> <td>55,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">卓球室</td> <td>一般・学生</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>児童・生徒</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体力相談室兼トレーニング室</td> <td>一般・学生</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>児童・生徒</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td colspan="2">柔道場</td> <td>一般・学生</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>児童・生徒</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">剣道場</td> <td>一般・学生</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>児童・生徒</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">弓道場</td> <td>一般・学生</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>児童・生徒</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">庭球場(1面につき)</td> <td>一般・学生</td> <td colspan="5">1時間につき600</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>児童・生徒</td> <td colspan="5">1時間につき300</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個人利用 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="395 1402 1425 1585"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">利用区分／利用単位</th> <th colspan="4">利用料金の額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後1</th> <th>午後2</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">弓道場</td> <td>一般・学生</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">庭球場(1面につき)</td> <td colspan="4">1時間につき600</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">1時間につき300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 網掛け部分は増額を、太字部分は減額を示す。</p> <p>【利用料金の額の適正化】 <u>原価</u>に受益者負担割合を乗じて得た額を原則とした上で、必要に応じ他市との均衡を図る等の所要の調整を行うもの</p> <p>※ 利用料金の原価 公共施設の維持管理に係る1年間の経費等を延べ床面積及び1年間の貸出可能時間で除し、当該部屋等の面積及び貸出時間を乗じて得たもの</p>	利用区分／利用単位			利用料金の額					午前	午後1	午後2	夜間	全日	アリーナ	アマチュア及びレク	一般・学生	6,400	6,400	6,400	6,400	25,600	児童・生徒	3,200	3,200	3,200	3,200	12,800	その他	平日	9,200	9,200	9,200	9,200	36,800	土日祝	13,800	13,800	13,800	13,800	55,200	卓球室		一般・学生	1,500	1,500	1,500	1,500	6,000			児童・生徒	750	750	750	750	3,000	体力相談室兼トレーニング室		一般・学生	1,400	1,400	1,400	1,400	5,600			児童・生徒	700	700	700	700	2,800	柔道場		一般・学生	1,600	1,600	1,600	1,600	6,400			児童・生徒	800	800	800	800	3,200	剣道場		一般・学生	1,600	1,600	1,600	1,600	6,400			児童・生徒	800	800	800	800	3,200	弓道場		一般・学生	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000			児童・生徒	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000	庭球場(1面につき)		一般・学生	1時間につき600							児童・生徒	1時間につき300					利用区分／利用単位		利用料金の額				午前	午後1	午後2	夜間	弓道場	一般・学生	250	250	250	250	児童・生徒	100	100	100	100	庭球場(1面につき)		1時間につき600						1時間につき300			
利用区分／利用単位					利用料金の額																																																																																																																																																																					
			午前	午後1	午後2	夜間	全日																																																																																																																																																																			
アリーナ	アマチュア及びレク	一般・学生	6,400	6,400	6,400	6,400	25,600																																																																																																																																																																			
		児童・生徒	3,200	3,200	3,200	3,200	12,800																																																																																																																																																																			
	その他	平日	9,200	9,200	9,200	9,200	36,800																																																																																																																																																																			
		土日祝	13,800	13,800	13,800	13,800	55,200																																																																																																																																																																			
卓球室		一般・学生	1,500	1,500	1,500	1,500	6,000																																																																																																																																																																			
		児童・生徒	750	750	750	750	3,000																																																																																																																																																																			
体力相談室兼トレーニング室		一般・学生	1,400	1,400	1,400	1,400	5,600																																																																																																																																																																			
		児童・生徒	700	700	700	700	2,800																																																																																																																																																																			
柔道場		一般・学生	1,600	1,600	1,600	1,600	6,400																																																																																																																																																																			
		児童・生徒	800	800	800	800	3,200																																																																																																																																																																			
剣道場		一般・学生	1,600	1,600	1,600	1,600	6,400																																																																																																																																																																			
		児童・生徒	800	800	800	800	3,200																																																																																																																																																																			
弓道場		一般・学生	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000																																																																																																																																																																			
		児童・生徒	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000																																																																																																																																																																			
庭球場(1面につき)		一般・学生	1時間につき600																																																																																																																																																																							
		児童・生徒	1時間につき300																																																																																																																																																																							
利用区分／利用単位		利用料金の額																																																																																																																																																																								
		午前	午後1	午後2	夜間																																																																																																																																																																					
弓道場	一般・学生	250	250	250	250																																																																																																																																																																					
	児童・生徒	100	100	100	100																																																																																																																																																																					
庭球場(1面につき)		1時間につき600																																																																																																																																																																								
		1時間につき300																																																																																																																																																																								
3 施行期日	令和5年2月1日																																																																																																																																																																									

<p>議案第18号</p> <p>上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(教育総務部スポーツ振興課)</p>	
1 提案理由	<p>上尾市平塚サッカー場の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものとするもの</p>
2 内容	<p>1 指定管理者制度導入のための基本的な規定の整備</p> <p>平塚サッカー場の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものとするとともに、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を定めることとする。</p> <p>2 指定管理者に関する規定の整備</p> <p>(1) 平塚サッカー場の休場日及び利用時間について、指定管理者が教育委員会の承認を得て一時的に変更することができることとする。</p> <p>(2) 指定管理者は、遵守事項を定め、及び利用者に対し適宜な指示をすることができることとする。</p> <p>3 利用料金制の導入</p> <p>(1) 指定管理者が現行の使用料の額を上限として、平塚サッカー場の利用に係る料金（利用料金）の額を設定し、指定管理者が自らの収入として収受することとする。</p> <p>(2) 利用料金制の導入に伴い、平塚サッカー場の利用の許可は、指定管理者が行うこととする。</p>
3 施行期日	<p>令和5年4月1日</p>

議案第19号

上尾市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

(子ども未来部子ども支援課)

1 提案理由	子育てをする保護者の経済的な負担を一層軽減するため、入院に係る子ども医療費の支給を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大するほか、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>1 子ども医療費の支給の対象年齢の拡大</p> <p>令和4年10月診療分から、子ども医療費の支給対象となる子どもの年齢について、入院に係る一部負担金に限り、15歳に達する日以後の最初の3月31日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大する。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 児童福祉施設その他の法令による措置により当該法令に定める施設等に入所し、一部負担金の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となった子どもについては、子ども医療費の支給対象外とする。</p> <p>(2) 主たる生計維持者と対象となる子どもが別居している場合には、当該対象となる子どもと同居し、現に監護している者を保護者とみなす。</p>
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none">・ 1 は、令和4年10月1日・ 2 は、公布の日

議案第20号

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
(健康福祉部障害福祉課)

1 提案理由

制度の対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者とするため、所得制限を導入するほか、個人番号カードを健康保険証として利用できるようにするための規定を整備するもの

2 内容

1 所得制限の導入

制度の対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者とするため、令和4年10月診療分から、対象者本人に係る所得制限を導入する。

【所得限度額】

扶養人数	所得限度額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円

※ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に規定する所得基準に準拠。

2 個人番号カードを健康保険証として利用するための規定の整備

健康保険法等の一部改正により個人番号カードを利用した医療保険被保険者等の資格確認（電子資格確認）が導入されることとなったため、これに対応するための規定を整備する。

※ 電子資格確認

医療機関で、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を保険者に送信する方法により、被保険者等の資格の確認を受けることをいう。

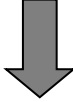
3 施行期日

- ・ 1は、令和4年10月1日
- ・ 2は、公布の日

議案第 2 1 号

上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例の制定について

(都市整備部みどり公園課)

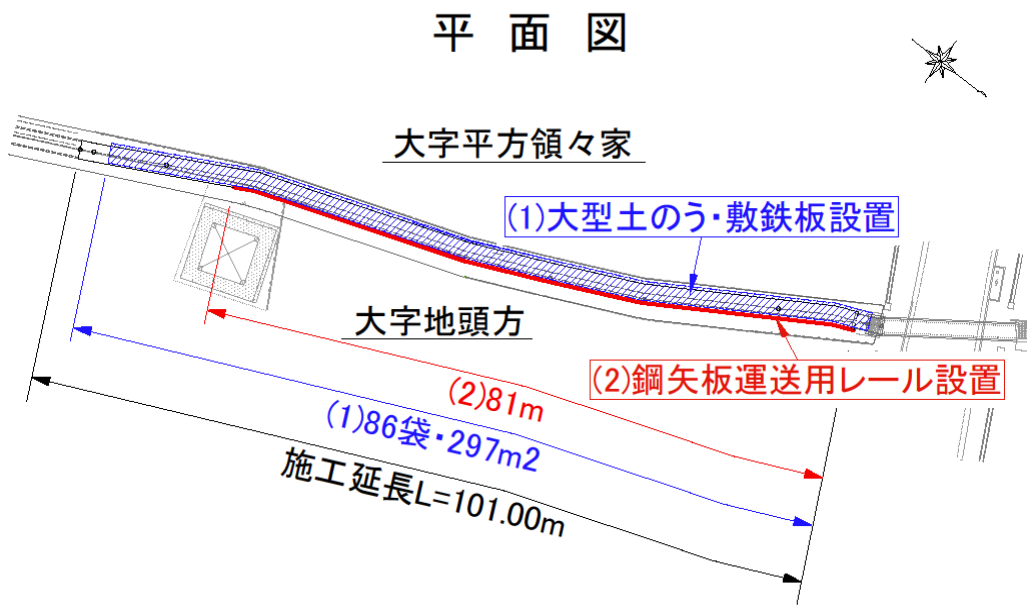
1 提案理由	民法の一部改正に伴い、成年となる年齢が引き下げられるため、上尾市バーベキュー場を利用することができる者の年齢を同様に引き下げるもの
2 内容	<p>バーベキュー場を利用することができる者の年齢を次のとおり引き下げる。</p> <p>条例第 3 条の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>(利用することができる者)</p> <p>第 3 条 バーベキュー場を利用することができる者は、市内に居住し、又は在勤し、若しくは在学している者で年齢 20 歳以上のものを主な構成員とする団体又はグループとする。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>(利用することができる者)</p> <p>第 3 条 バーベキュー場を利用することができる者は、団体にあつては市内に居住し、又は在勤し、若しくは在学している者（以下この条において「市内居住者等」という。）で 18 歳以上のものが代表者であるものとし、個人にあつては市内居住者等で 18 歳以上のものとする。</p>
3 施行期日	令和 4 年 4 月 1 日

<p>議案第 2 2 号</p> <p>上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (消防本部消防総務課)</p>	
1 提案理由	<p>消防団員に出動報酬を支給するほか、消防団員の任命要件の年齢制限の上限を撤廃するとともに、消防団員の休団制度を設けるもの</p>
2 内容	<p>1 出動報酬の支給</p> <p>消防団員が災害の発生又は警戒・訓練のため出動した場合、次のとおり出動報酬を支給する。</p> <p>(1) 災害の発生のため出動した場合 1日につき8,000円(1日の出動時間の合計が4時間に満たない場合は、4,000円)</p> <p>(2) 警戒・訓練のため出動した場合 1日につき2,000円</p> <p>2 年齢制限の上限の撤廃</p> <p>消防団員の任命要件の年齢制限の上限を次のとおり撤廃する。</p> <p>【改正前】年齢18歳以上45歳未満の者 【改正後】年齢18歳以上の者</p> <p>3 休団制度の創設</p> <p>消防団の活動に長期間従事することができない消防団員について、3年を超えない範囲内で、消防団の活動の休止をすることができることとする。</p>
3 施行期日	令和4年4月1日

議案第23号

工事請負契約の変更契約の締結について

(都市整備部河川課)

1 提案理由	浅間川都市下水路改修工事における仮設工の見直しに伴い、当該工事の契約金額を変更する契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するもの
2 内容	<p>浅間川都市下水路改修工事に関する工事請負契約（令和3年9月30日議決第105号）を次のとおり変更する契約を締結することについて、議決を求めるもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 変更前の契約金額 200,376,000円2 変更後の契約金額 203,074,300円3 今回変更による増額 2,698,300円4 工事の変更の概要<ol style="list-style-type: none">(1) 大型土のう・敷鉄板設置の増加(2) 鋼矢板運送用レール設置延長の増加 <p style="text-align: center;">平面図</p> 

<p>議案第 24 号</p> <p>専決処分の承認を求めることについて</p> <p style="text-align: right;">(行政経営部財政課)</p>	
1 提案理由	<p>電気料金の高騰により一般競争入札が成立しなかった上尾市西貝塚環境センターの電力購入契約を再度の入札に付するため、当該契約に係る債務負担行為をすることができる限度額を増額して計上した令和 3 年度上尾市一般会計補正予算(第 13 号)を緊急に編成する必要が生じ、令和 4 年 2 月 4 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの</p>
2 内容	<p>1 補正予算の概要</p> <p>(1) 債務負担行為をすることができる事項 西貝塚環境センター電力購入</p> <p>(2) 債務負担行為をすることができる期間 令和 3 年度から令和 4 年度まで</p> <p>(3) 債務負担行為をすることができる限度額 【補正前】 15,032 千円 【補正後】 28,193 千円</p> <p>2 専決処分した理由</p> <p>電気料金の高騰により、令和 4 年 1 月 31 日に付した上尾市西貝塚環境センターの電力購入契約に係る一般競争入札が成立しなかった。</p> <p>同施設の電力を安定的に購入するためには、令和 4 年 2 月中に再度の入札に付する必要があるので、当該契約に係る債務負担行為をすることができる限度額を増額して計上した令和 3 年度上尾市一般会計補正予算(第 13 号)を緊急に編成し、同月 4 日に専決処分した。</p>

議案第25号

市道路線の認定について

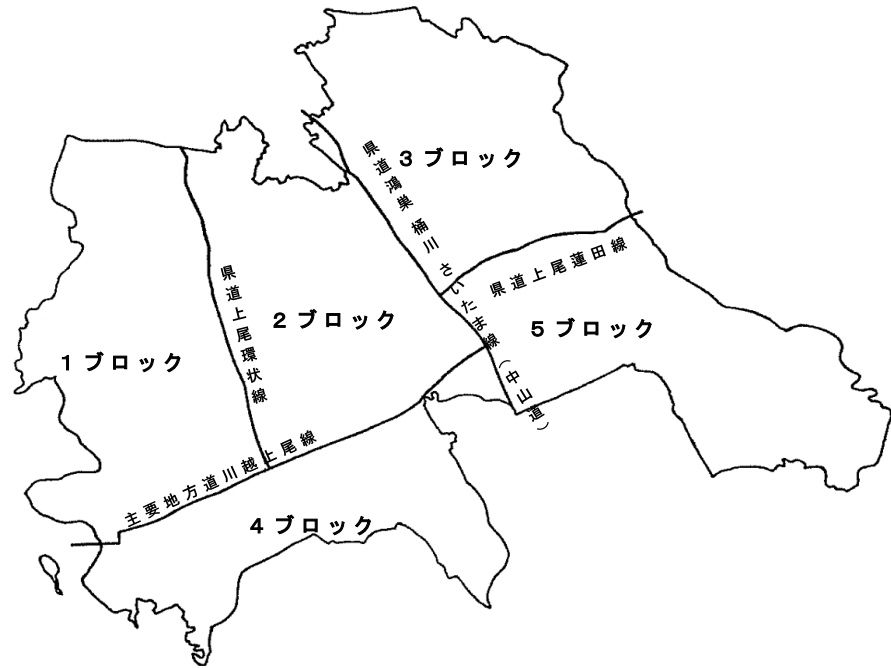
(都市整備部道路課)

1 提案理由
都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容
都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
2ブロック	21904号線	2	96.57
	21905号線		
3ブロック	31200号線	1	57.50
5ブロック	51147号線	3	246.27
	～51149号線		
計		6	400.34

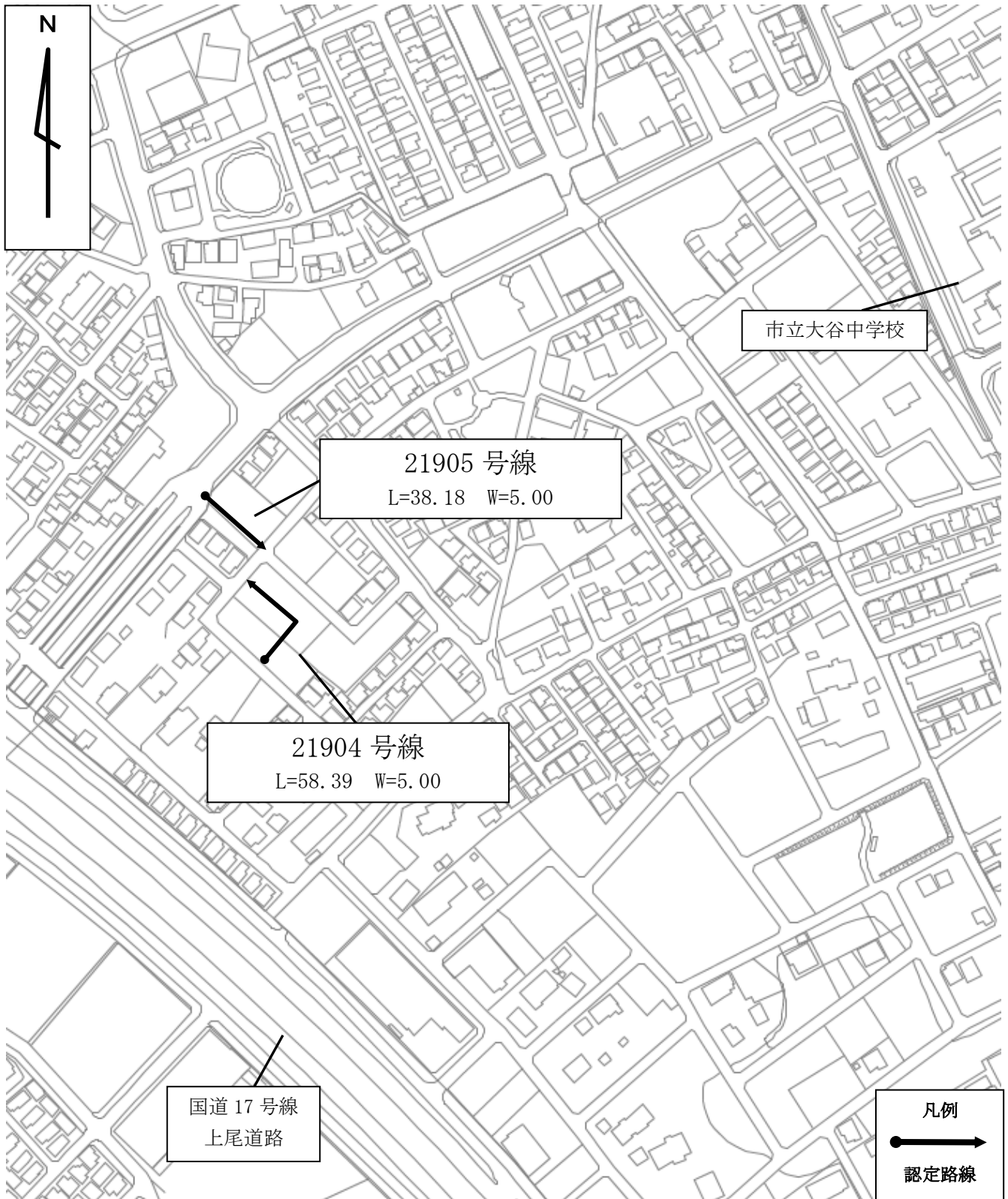
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

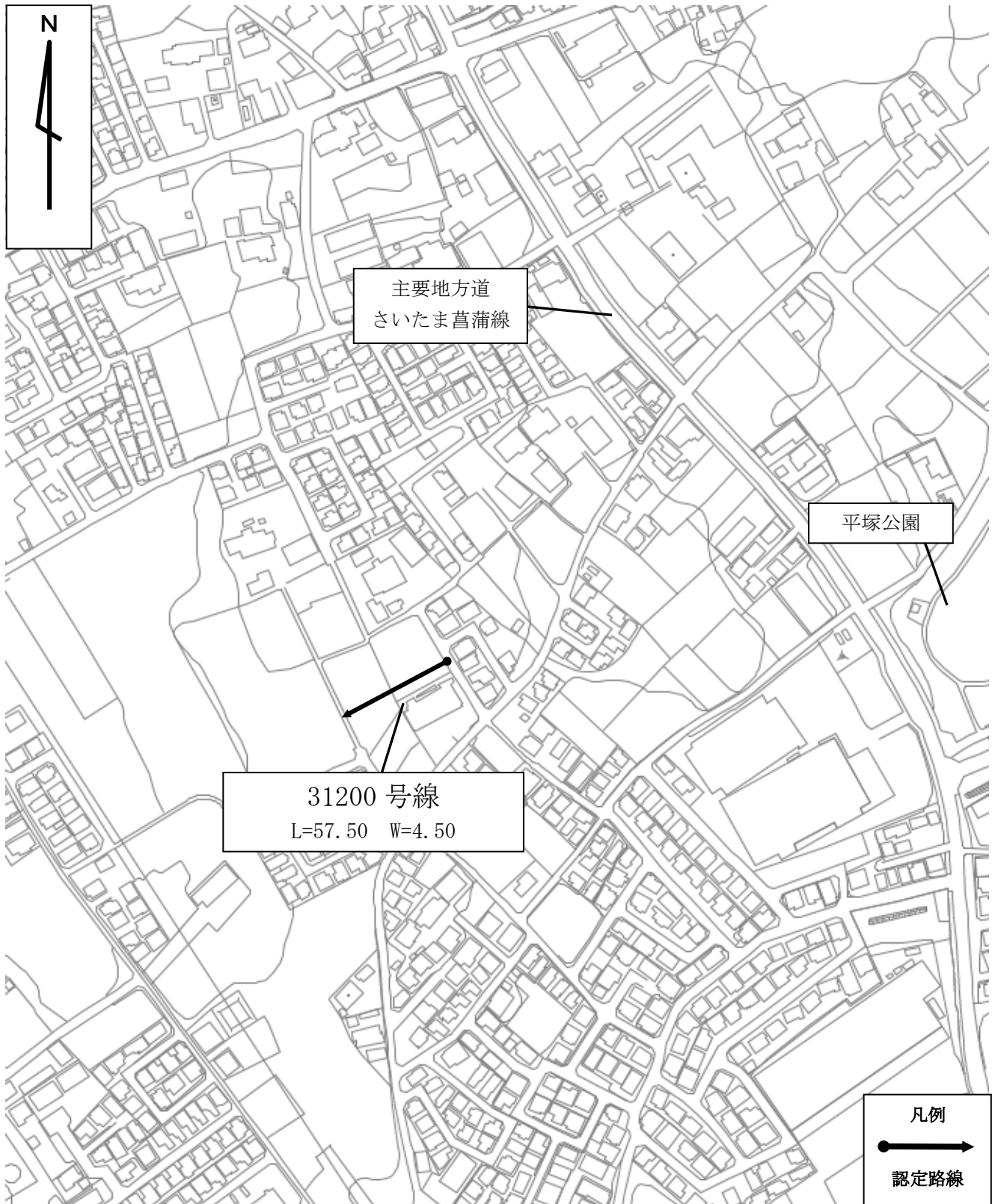
2ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

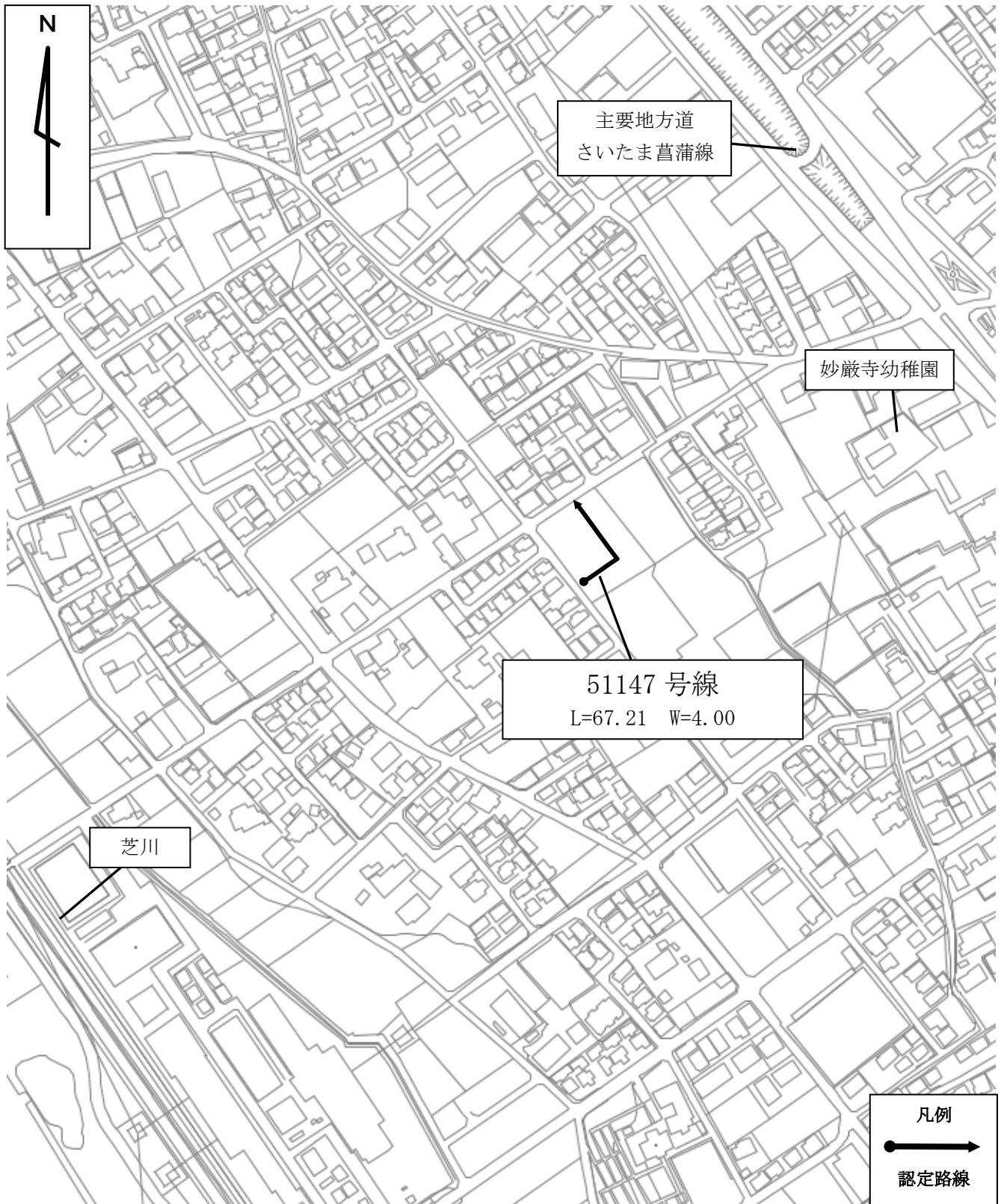
3ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

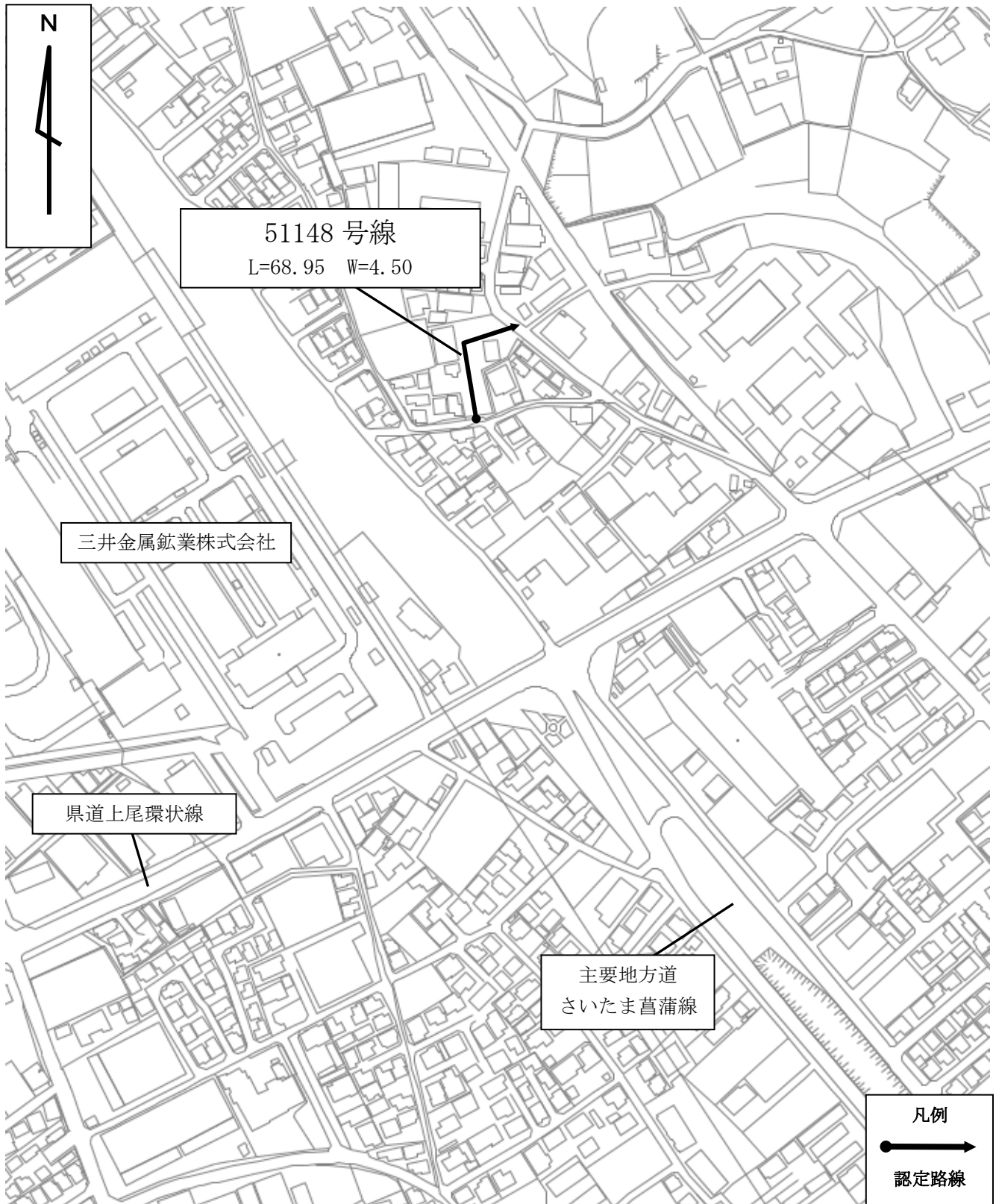
5ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5ブロック

